

# 再エネ海域利用法の概要

- 海域を占有するため、都道府県条例の許可では通常3～5年と短期であり、長期占用ルールが必要。
- **港湾区域**においては、**港湾法を改正し、2016年7月に施行**。
- 更に、港湾区域以外の**一般海域**について、「**再エネ海域利用法**」（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律）**を定め、2019年4月に施行**（経産省・国交省の共管）

## 【課題】

### 課題① 海域利用に関する統一ルールなし

- ・海域利用（占有）の**統一ルールなし**
- ・都道府県条例の**許可は通常3～5年と短期**  
⇒事業の**予見可能性が低く、資金調達困難**

### 課題② 先行利用者との調整枠組不明確

- ・漁業者等の**先行利用者**との**調整に係る枠組が存在しない**

### 課題③ 高コスト

- ・供給価格が欧州と比べ**高額**
- ・国内に**経験ある事業者が少ない**

## 【対応】（再エネ海域利用法）

- **国が、洋上風力発電事業の実施区域を指定（促進区域）**

- 事業実施者を公募により選定  
**選定事業者は、長期占用が可能（30年間）**  
⇒事業の**安定性を確保**

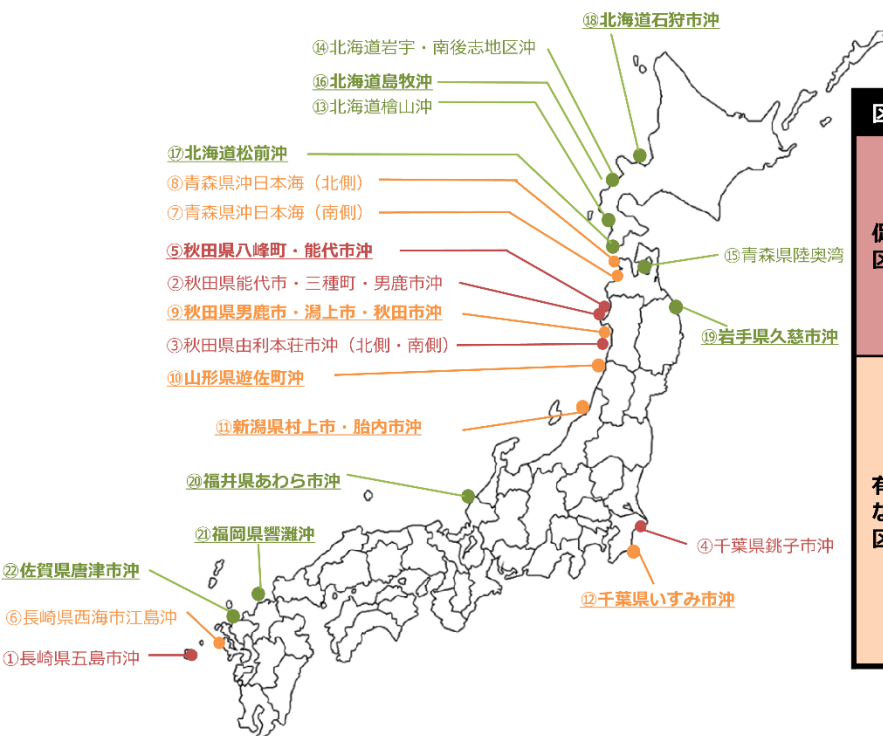
- 促進区域の指定に向け、**区域ごとに地元漁業等関係者、国・自治体による協議会を設置**

- 区域指定の際、関係省庁とも協議し、他の公益との整合性を確認  
⇒事業者による地元調整に係る**負担軽減**

- 事業者の選定に当たっては、**事業実施内容に加え、電力供給価格により評価**し、選定  
⇒競争を促進し、**コスト低減**

# 再エネ海域利用法の施行等の概要 (2021年度区域指定等を踏まえたもの)

- 2019年7月、以下の①～④の4区域を「有望な区域」として整理。その後、「促進区域」に指定（①2019年12月、その他は2020年7月）。さらに、①は2020年12月に公募を終了し、公募占用計画の審査を経て、2021年6月に事業者を選定。②～④は、2021年5月に公募を終了し、公募占用計画の審査を経て、2021年12月に事業者を選定。
- 2020年7月、以下の⑤～⑧の4区域を「有望な区域」として整理。その後、各区域における協議会の進捗、促進区域指定基準への適合状況や都道府県からの情報提供を踏まえ、**2021年9月13日、⑤を「促進区域」に指定するとともに、⑨～⑫の4区域を新たに「有望な区域」として追加・整理。**



＜促進区域、有望な区域等の指定・整理状況（2021年9月13日）＞

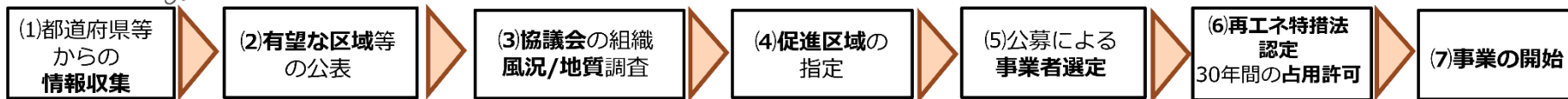
区域名	万kW		
促進区域	①長崎県五島市沖	1.7	一定の準備段階に進んでいる区域
	②秋田県能代市・三種町・男鹿市沖	47.88	
	③秋田県由利本荘市沖（北側・南側）	81.9	
	④千葉県銚子市沖	39.06	
	⑤秋田県八峰町・能代市沖	36	
有望な区域	⑥長崎県西海市江島沖	30	
	⑦青森県沖日本海（南側）	60	
	⑧青森県沖日本海（北側）	30	
	⑨秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖	21	
	⑩山形県遊佐町沖	45	
	⑪新潟県村上市・胎内市沖	35,70	
	⑫千葉県いすみ市沖	41	

⑬北海道檜山沖
⑭北海道岩宇・南後志地区沖
⑮青森県陸奥湾
⑯北海道島牧沖
⑰北海道松前沖
⑱北海道石狩市沖
⑲岩手県久慈市沖（浮体）
⑳福井県あわら市沖
㉑福岡県響灘沖
㉒佐賀県唐津市沖

【凡例】  
 ● 促進区域  
 ● 有望な区域  
 ● 一定の準備段階に進んでいる区域  
 ※下線は2021年度新たに追加した区域

プロセス



# 促進区域の指定基準の概要

- 再エネ海域利用法第8条第1項では、促進区域の指定基準として、以下のとおり、**第1号から第6号までの基準**が定められている。
- 促進区域の指定に当たっては、**第1号から第6号までの基準を総合的に判断し、洋上風力発電に適した区域を選定**していくこととなる。

○促進区域の指定基準（再エネ海域利用法 第8条第1項）

## **第1号 自然的条件と出力の量**

- ✓ **気象、海象その他の自然的条件が適当**であり、海洋再生可能エネルギー**発電設備の出力の量が相当程度に達する**と見込まれること。

## **第2号 航路等への影響**

- ✓ 当該区域及びその周辺における**航路及び港湾の利用、保全及び管理に支障を及ぼすことなく**、海洋再生可能エネルギー**発電設備を適切に配置することが可能**であること。

## **第3号 港湾との一体的な利用**

- ✓ 海洋再生可能エネルギー**発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送**に関し**当該区域と当該区域外の港湾とを一体的に利用することが可能**であること。

## **第4号 系統の確保**

- ✓ 海洋再生可能エネルギー**発電設備**と電気事業者が維持し、及び運用する**電線路との電氣的な接続が適切に確保**されることが見込まれること。

## **第5号 漁業への支障**

- ✓ 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施により、**漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること**。

## **第6号 ほかの法律における海域及び水域との重複**

- ✓ 漁港漁場整備法により市町村長、都道府県知事若しくは農林水産大臣が指定した**漁港の区域**、港湾法に規定する**港湾区域**、海岸法により指定された**海岸保全区域等と重複しないこと**。